

串間市 ひとり親家庭への支援について

【母子・父子・寡婦世帯の相談窓口】

串間市には、母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが日ごろ抱えている悩みを一緒に考え、解決のお手伝いをする母子・父子自立支援員がいます。

相談内容は、就労相談、離婚や経済的なこと、子育てのこと、職場のことなど何でも構いません。

母子・父子自立支援員だけで解決できない場合は、他の関係機関と連携して解決のお手伝いをしていきます。

- ・相談方法；福祉事務所こども政策係に直接来られるか、電話での相談となっています。
※ 母子・父子自立支援員には、守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。
- ・相談受付時間；月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～12時、午後1時～午後4時
※ 相談に来られる際は、事前に電話での予約をお願いします。

【児童扶養手当】

母または父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と自立を促進するために支給され、児童の健全育成を図るための制度です。

支給区分	支給額		
	1人目	2人目	3人目以降の児童1人につき
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円
一部支給	44,130円～10,410円	10,410円～5,210円	6,240円～3,130円

※ 対象要件や申請方法等の詳細は、下記 URL をご参照ください。

<https://www.city.kushima.lg.jp/main/health/child/cat1/cat2/post-153.html>

【母子及び父子家庭等医療費助成制度】

母子及び父子家庭等の医療費の一部を助成することにより、母子及び父子家庭等の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

対象者		助成対象	助成額
父母	末子 20 歳誕生日前日まで	入院の保険診療分 入院外の保険診療分 (調剤を含む)	対象となる金額から 1 か月 1,000 円を 控除した額
児童	中学校修了後 18 歳になって最初の 3 月 31 日まで		

※ 対象要件や申請方法等の詳細は、下記 URL をご参照ください。

<https://www.city.kushima.lg.jp/main/health/child/cat1/cat2/post-62.html>

【ひとり親家庭自立支援給付金】

ひとり親家庭の雇用の安定及び就職の促進を目的とし、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得促進を図るため、支給されるものです。

支給対象者；串間市内にお住まいのひとり親家庭の母及び父

◇ 自立支援教育訓練給付金

就職に有利な教育訓練講座等を受講し修了した場合に、受講料の 4 割～6 割相当額（上限 20 万）を支給します。ただし、支給金額が 12,000 円を超えない場合は、この給付金の対象外となります。

◇ 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士などの資格を取得するために 1 年以上学校などに通う場合に生活費の一部を一定期間支給します。（最終学年は増額となります。）

・対象資格；看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、美容師、
歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

※ 対象要件や申請方法・支給額等の詳細は、下記 URL をご参照ください。

<https://www.city.kushima.lg.jp/main/health/child/cat1/cat2/post-155.html>

【母子父子寡婦福祉資金貸付制度】

母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭を対象にして、無利子又は低利で資金を貸し付けることによって、経済的に自立していただくことを目的とした宮崎県の制度です。

受付は、串間市福祉事務所こども政策係で行っています。

※ 貸付資金等については、下記 URL 「宮崎県公式サイト・母子父子寡婦福祉資金のご案内」をご参照ください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kodomo-katei/kyoikukosodate/kodomo/shikin.html>

【お問い合わせ】

串間市 福祉事務所 こども政策係

電話番号：0987-72-1123